

金融機能の再生のための緊急措置に関する  
法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年11月14日  
朝銀宮城信用組合  
金融整理管財人

## I はじめに

当組合は、平成11年5月14日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という）第68条第1項に基づき、宮城県に対し「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申し出を行いました。これを受けて、その後、平成12年12月16日金融再生委員会から金融再生法第8条第1項第1号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という）」を受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査し、平成13年6月18日に報告書（以下「13条報告書」という）を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月16日に選任されてから直ちに開始しましたが、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査は継続しておりましたので、この点につきまして上記報告書の補遺として本報告書を提出するものです。

## II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

### 1 はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらのものであった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、金融整理管財人2名の下に金融整理管財人補佐人1名及び担当弁護士1名を置き、必要に応じて預金保険機構との協議・情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日までの状況について報告いたします。

### 2 刑事責任追及について

後記民事責任追及と併せて検討いたしましたが、不当な融資により当組合が損害を蒙った案件はあったものの、背任罪の構成要件である旧経営陣の図利加害目的等、明確に犯罪成立を立証する資料を現時点までに発見することはできなかったため、現状での刑事責任の追及は困難と判断いたしました。

### 3 民事責任追及について

当組合が破綻に至った原因として、「借入申込者の経営状態、資金使途、返済財源等の調査確認の配慮に欠けた取扱が認められるほか、その後の業況把握に必要な財務諸表等の徴求も少なく、延滞発生時の接触や追加保全措置等の対応にも見るべきものがないなど貸出にかかる審査、管理、回収が不十分であった」という最大の要素が挙げられます。

そこで、金融整理管財人らは、当組合融資先中、現時点で回収不能と判断される主な融資先約30先を中心に、旧経営陣の注意義務違反及びそれによって生じた損害の有無について、資金トレースを含めた調査検討を行いました。

上記検討の結果、立証の確実性、請求額の相当性等の諸般の事情に照らし、下記の通りの2案件を抽出して、平成13年9月14日、仙台地方裁判所宛損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

## 記

### (当事者)

原告 朝銀宮城信用組合  
代表者 金融整理管財人 森谷良男  
同 豊田耕史  
上記代理人弁護士 坪井昌造  
被告 ①権 鍾泰 (S61.5-H5.5 理事長)  
②金 廣吉 (H1.1-H5.5 副理事長、H5.5-H7.5 理事長)  
③金 永福 (S62.5-H8.7 常務理事)  
④金 祁顕 (H7.5-H11.6 理事長)

### (請求の趣旨)

- 1 被告①は被告②と連帯して金3500万円
- 2 被告②は被告①と連帯して金3500万円  
被告③と連帯して金9000万円
- 3 被告③は被告②と連帯して金9000万円  
被告④と連帯して金1000万円
- 4 被告④は被告③と連帯して金1000万円  
(単独で) 金9000万円

請求総額2億2500万円

### (請求原因)

- 1 有限会社三創(遊戯業、実質倒産)に対する融資  
H4.7-H9.7まで融資総額3億3630万円、残高約2億2000万円  
うち損害認定額約1億6700万円  
融資の違法性  
① 実質無担保融資  
② 自己取引規制違反  
③ 大口信用供与規制違反  
④ 貸出時の調査不足
- 2 株式会社朝和物産(貿易業、実質倒産)に対する融資  
H6.2-H7.5まで融資総額1億0700万円、残高約8100万円  
融資の違法性  
① 実質無担保融資  
② 自己取引規制違反  
③ 貸出時の調査不足
- 3 理事としての善管注意義務違反  
中小企業等協同組合法42条、商法254条3項、民法644条  
→中企法38条の2第1項により組合に対して損害賠償義務を負う

#### 4 今後の対応

旧経営陣に対する損害賠償請求等につきましては、上記したとおり損害賠償請求訴訟を提起しておりますが、今後、㈱整理回収機構による調査等によって新たな事実が判明する可能性もあることから、㈱整理回収機構において引き続き責任追及が行いえるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を㈱整理回収機構に譲渡する予定です。